

平 18 全経外第 5 号
平成 18 年 2 月 27 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全 国 銀 行 協 会

企業会計基準適用指針公開草案第 15 号「その他の複合金融商品
に関する会計処理」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 複合金融商品の定義について

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」に於いて、「原則として、
複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として
処理することとされている点を踏まえ、区分経理を要する複合金融商品が
拡大解釈されることのないよう、「複合金融商品」そのものの定義の明確化が
必要であると考える。

(理由)

- ・ 例えば、固定利付債を変動利付債と金利スワップの複合金融商品とは解さ
ないよう、他の金融資産又は金融負債とデリバティブとに分解可能な金
融商品であっても、区分経理を行うべきではない場合が存在する。
- ・ これらは「本源的金融商品」とでも言うべきものであるが、そもそもデリ
バティブはこれら「本源的金融商品」が内包する各種リスクをヘッジする
ための派生商品として、「本源的金融商品」間の交換取引（スワップ）や条
件的交換取引（オプション）に係るネット・キャッシュ・フローを抽出す
る形で発達してきた経緯にある。
- ・ したがって、デリバティブと同様のリスクを内包する金融商品がデリバテ

イブに先立つ「本源的金融商品」か、デリバティブ派生後に人為的に組成された「複合金融商品」かの区別が本質的に重要と考えられるが、現在はそのような概念整理が不足している。

その結果、「本源的金融商品」については元本リスクを有するか否かにかかわらず「本源的金融商品」固有の会計処理が行われるべきところ、元本リスクを有する場合に「複合金融商品」としての保守的な会計処理が求められる例を生じているとともに、両者の区別が「リスクが当初元本に及ぶ可能性が高いか低いか」といった実務上の判断と運用が困難な指針によることになっている。

- ・両者の区別に際しては、例えば、各々の取引の発生経緯や、市場における流動性を勘案することが考えられる。

2. 物価連動国債の会計処理について

(1) 「償却原価法」の適用について

償還金額及び総受取利息額が未定の債券に対して、予測に基づいてまで償却原価法を適用することは妥当ではないこと等から、償却原価法は適用しない取扱いをしていただきたい。

(理由)

- ・27項では、日本の物価連動国債について「償却原価法」を適用することとなっているが、償還金額及び総受取利息額が未定の債券に対して、予測に基づいてまで償却原価法を適用することの合理性は無いと考えられる。
- ・「償却原価法」は、クーポンに起因する取得原価と償却原価の差額として認識される償還までの確定利息相当額について期間相当額を損益認識するものであり、物価連動国債におけるC P Iによって変動する部分について「利息相当額」と認識するのは適当ではない。よって、「償却原価法」を適用しない取扱いをしていただきたい。

(2) 物価連動国債に関する会計処理の選択的な適用

償却原価法の適用が前提とされる場合には、現行の会計処理の選択適用を可能としていただきたい。

(理由)

- ・「政府によって平成 16 年から発行されている物価連動国債（10 年債）は、これまでの消費者物価指数の動向等を踏まえ、一般に組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低い」とされているが、個々の複合金融商品のリスク等については、あくまでも投資家が判断すべき問題と考える。
- ・投資家の判断の結果として、リスクが当初元本に及ぶ可能性があると判断される場合には「区分経理」すべき金融資産として、現行の「組込デリバティブを区分して測定することができない場合の会計処理」を適用することも、引き続き選択できるようにしていただきたい。
- ・なお、「組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性が低い」とした結論の根拠については、より詳細な計数分析等を踏まえて説明を追加し、今後、新規に発行される商品などについて、どのように判断すべきかを明確に判断できるようにする必要があると考える。

(3) 物価連動国債に対する償却原価法の適用

仮に償却原価法を適用し、額面価額と取得価額との差額に簡便法を適用した場合、設例 2 における取得 1 年目の利回りに関する歪みの可否、又は当該差額部分の償却の要否を明確化していただきたい。

(理由)

- ・物価連動国債の償却原価法として、第 27 項において「期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法なども含まれると考えられる。」との記載があり、これに対応する形で、設例 2 において下表 1 のような償却原価法が述べられている。

表 1. CPI 勘案前の取得単価 100、額面 100,000

年次	CPI	期初簿価	償却原価 (=想定元本)	受取利息額	アモチアキュム	利回り
取得時	100.0	100,000				
1 年後	101.0	100,000	101,000	4,040	1,000	0.0504
2 年後	102.0	101,000				
...						

- ・設例においては、CPI を乗じる前の取得単価が 100 でない場合（つまりオーバーパーもしくはアンダーパー）については記載がないが、下表 2 のようになるものと考えられる。

表 2. CPI 勘案前の取得単価 95、額面 100,000

年次	CPI	期初簿価	償却原価 (=想定元本)	受取利息額	アモチアキュム	利回り
取得時	100.0	95,000				
1 年後	101.0	95,000	101,000	4,040	6,000	0.1057
2 年後	102.0	101,000				
...						

- ・表 2 のとおり、仮に期末の想定元本を償却原価とする場合、取得単価のオーバーパー部分もしくはアンダーパー部分（表 2 の例では $100,000 - 95,000 = 5,000$ ）が取得 1 年目に計上され、利回りが大きく歪むことになるが、上記の処理でも認められるのか。あるいは、取得単価がパーセントでない部分については、何らかの方法で償却することが求められるのか。本文中または設例においてその取扱い方法を明確化していただきたい。

(4) 確認事項

- ① 仮に償却原価法が適用される場合、欧米においては、日本の物価運動国債と異なり元本保証のある物価運動国債が発行されている。このような元本保証のある債券の場合は従来から区分経理はしておらず、また発行時点で償還額が未確定であることから償却原価法も適用していない。
今般の会計処理明確化に伴い、これら欧米の物価運動国債（元本保証あり）についても、償却原価法を適用することになるのか確認させていただきたい。
- ② 設例 2において「想定元本」の算出方法は、最善・唯一の方法として限定的に規定されているものではなく、想定元本の算出に関する他の合理的

な考え方もとりうることを確認させていただきたい。

③ なお、物価連動国債の会計処理方法については、次のとおり複合金融商品ではなく本源的金融商品と捉えた上で、外貨建債券に準じて「物価連動国債」の会計処理を行うことも、認めていただきたい。

・「物価連動国債」は発行時に適用される消費者物価指数で割り戻した『実質価額（消費者物価指数の基準年円貨額）』に於いて元本及び利息が確定した債券と解される。

この場合、『実質価額（消費者物価指数の基準年円貨額）』は一種の外貨に相当するものであり、発行時、利息受領時、元本償還時等に適用される消費者物価指数は、一種の換算相場と考えることが可能である。

・物価指数に係るデリバティブは「名目価額」建て国債（通常の国債）と「実質価額」建て国債（物価連動国債）との間の「通貨スワップ」とでも解すべきものであり、当該デリバティブの存在自体は、「物価連動国債」の「本源的金融商品」としての性格を損うものではないと考えられる。

・以上から、「物価連動国債」は複合金融商品ではなく「本源的金融商品」ととらえたうえで、外貨建債券に準じて「物価連動国債」の会計処理を行うのが適当である。

具体的には、金融商品会計基準及び外貨建取引等会計処理基準にしたがい、保有目的に応じて以下のいずれかの会計処理を適用することが考えられる。

売買目的有価証券 : 時価評価。評価差額をP／L処理。

満期保有目的の債券 : 『実質価額』建てで償却原価法を適用。換算差（物価指数変動差額）をP／L処理。

その他有価証券 : 『実質価額』建てで償却原価法を適用の上、時価評価。評価差額は原則として資本直入。但し、評価差額のうち換算差（物価指数変動差額）については、P／L処理も可。

3. 一定の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた金融商品の会計処理について

(1) 複合金融商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えられる場合の取扱い

一定の信用リスクに係るデリバティブを内包した複合金融商品については、「当該複合金融商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができるとき」(第25項(2))には、上記「本源的金融商品」として「リスクが当初元本に及ぶ可能性」にかかわらず、当該利付金融資産と同様の会計処理を行うことを認めていただきたい。

(理由)

- ・「複合金融商品が実質的に参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる」とする考え方と金融商品会計基準において複合金融商品が原則として一体処理するとされている趣旨を勘案すれば、A社を参照債務者とするクレジット・リンク債が実質的にA社発行の利付金融債と考えができるときは、「リスクが当初元本に及ぶ可能性」にかかわらず、一体処理することが適当と考えられる。

この点は、実質的に同じと考えられる金融商品を等しく会計処理するという基本的な考え方にも合致するものと考えられ、いわゆる現物の債務担保証券 (Collateralized Debt Obligations 以下「CDO」という。) とシンセティックCDOとの関係についても同様のことが指摘できる。

- ・また、金融商品会計基準(本公開草案第22項)では、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合には、相場変動等による組込デリバティブの損失の可能性を当期の損益に適切に反映する趣旨で区分処理する旨規定されている。このことは、上記A社の利付金融債が「その他有価証券」として処理される場合においても、減損処理(当期の損益に反映)が適用されることと同義であり、「A社を参照債務者とするクレジット・リンク債」を一体処理した場合でもリスクの度合いに応じて適切な会計処理がなされる仕組みとなっているものと考える。

(2) 複合金融商品の回収の確実性の判断について

複合金融商品の回収の確実性の判断が要件とされる場合には、第26項における「複数の格付機関からのダブルA格相当以上の格付取得」については削除していただきたい。

また、当該記載の削除が認められない場合には、「複数」の要件を削除するとともに、格付の要件を証券市場の慣行に合わせ、投資適格（トリプルB格）相当も許容する取扱いとしていただきたい。

(理由)

- ・指針の適用判断に際して格付要件に過度に縛られてしまうことが懸念される。
- ・クレジット・リンク債やシンセティックCDOの昨今の市場を勘案すると、日本市場のみならず欧米市場でも投資スプレッドが縮小している状況にある。証券化商品では単数格付を取得しているのみのものが多く、複数格付の取得を求めるコスト上昇や格付取得プロセスの複雑化などの組成者や投資家の負担が増加することになり、実質的な投資阻害要因となることが想定される。
- ・格付要件の削除が認められない場合、「ダブルA相当以上」を条件とすると、「ダブルA」と「シングルA」との間に会計的要因による投資選好が行われる可能性があり、「シングルA」に格下げになった銘柄について急に売りが進む等、公正な価格形成を阻害する懸念がある。
- ・また、「元利金保全リスク」を判断する場合においては、必ずしも正式な格付のみに拠るのではなく、「当然に相当の格付以上と同等とみなせる」と投資家が判断し、第三者に対し説明可能である場合には、同様の取扱いを適用できるような解釈を可能にしていただきたい。

具体的には、①特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブについて、参照先自身が発行体格付ないしシニア債格付で相当以上の格付を取得している場合、②債務担保証券等について社内格付又は格付機関と同様のロジックにより自社内で格付判断している場合などが想定される。

(3) シンセティック CDO の取扱い

本件検討の前提に関し、米国においても昨年8月11日付でFAS133及び140を改訂し、シンセティック CDO については区分経理不要とする公開草案が公表されていることから、本邦においても当該状況を踏まえた取扱いの検討を願いしたい。

(理由)

- ・投資家が複数存在するシンセティック CDO 等については、投資家は裏付資産を直接支配するのではなく、むしろ全体としての資産プールのキャッシュ・フローのリスク・リターンを享受するため、まさに証券として投資するものと考えられる。その意味では、他の集団投資スキーム（投資信託、商品ファンド、ヘッジファンド等）と同様に裏付資産（裏付資産に含まれるデリバティブ）をルック・スルーするのではなく、保有する証券について保有目的に従った会計処理をする事が実体にかなうものと考える。
- ・発行体の保有する金融商品に対する支配の財務諸表への反映という観点では、投資家による発行体（特別目的会社）の連結判定の問題として考えることが妥当であると思われる。
- ・裏付資産にデリバティブを有することをもって複合金融商品と捉える方法では、類似のリスク・リターン特性をもつ証券（通常の CDO とシンセティック CDO）に対して異なる会計処理を適用する結果になるほか、前述のとおり現行案の「ダブルA」格付による会計処理の相違は、この種の証券のプライス形成に対して経済的な実態とは乖離した歪みを生じさせるといった好ましくない影響も懸念されるものと考える。

(4) 確認事項

- ① 第26項の「特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付にして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行した複合金融商品（例えば、クレジット・リンク債やシンセティック CDO）」は、特別目的会社が保有する Credit Default Swap（以下「CDS」という。）などのデリバティブからのキャッシュ・フローを裏付資産の一部として発行する債券等を指し、「ダブルA格相当以上」の格付けを有しない場合には、適用指針はそのような債券等について、特別目的会社が保有する CDS を投資家がルック・スルーして会計処理することを求めるものであるのか確認させていただきたい。

上記のような債券については、裏づけとなるキャッシュ・フローを信用

リスクの異なる数種のトランシェに分割して債券が発行されるケースが太宗と思われる。また、裏づけ資産にはCDS等デリバティブの他、同様のリスク・プロファイルを持つローン、債権等が混在するケースも多いため、保有する債券に係るデリバティブ部分を特定し、複合金融商品としての会計処理を行うことは困難と思われる。

- ② 市場で取引されているマネージド型CDOにおいては、裏付資産を適宜入れ替え、かつ、裏付資産の一部としてCDS等デリバティブを利用可能としている場合も多い。このようなCDOについても、複合金融商品として扱う必要があるのか明確ではない。この場合、SPCがCDS等デリバティブを保有した時点で複合金融商品として取扱うこととなるのか確認させていただきたい。

一般的には、裏付資産プールのキャッシュ・フローをいくつかのトランシェに分けて組成されるCDOの場合、デリバティブ部分を分離評価することは困難なため、複合金融商品とみなされた場合には全体を時価評価する必要が生じるケースが想定されるが、こうした場合、保有するCDOの会計処理は、裏付資産プールにCDSが一件でも含まれるかどうかによって時価会計とその他有価証券の会計に都度変更され、当期損益の操作に使われるおそれがあるようと思われる。

- ③ いわゆるシンセティックCLO等の最劣後部分として、エクイティの形式で投資する場合には、出資等として、「その他有価証券」の会計処理を行うことでよいか確認させていただきたい。

以上